

経 理 第 1 号
令和4年11月22日

会 員 各 位
(チ ケ ッ ト 担 当 者)

一般社団法人 大阪タクシー協会

大阪市重度障がい者等タクシー給付券（額面500円／2,000円）に関する
受領等の注意点周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この程、大阪市から大阪市重度障がい者等タクシー給付券（額面500円／
2,000円）の取扱いについて別紙のとおり連絡がありましたので、各事業者
におきましては周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

タクシー給付券受領等の注意点

昨今、大阪市重度障がい者等タクシー給付券の不正にかかる通報が増えています。

タクシー事業者の皆さまには、適正な取り扱いをしていただいていることと存じますが、不適正な利用は、今後の制度の継続にも影響を与えかねないため、改めて利用方法をご確認いただき、適正な制度運用のため、引き続きご協力をお願いいたします。

通報事例

- ① 一度に複数枚のタクシー給付券を受け取っている

⇒給付券は、1回の乗車につき1枚しか使用できません。2枚以上の提出があっても受け取らないでください。

- ② キャンセル料をタクシー給付券で受け取っている

⇒給付券は、乗車予約のキャンセル料等の請求等には使用できません。

- ③ 利用者からタクシー給付券を譲ってもらったり、買ったりしている

⇒給付券は、交付されたご本人が乗車される場合のみ使用できます。

大阪市では適正な事業運営のため、通報の有無にかかわらず、事業者等への実地調査を実施しています。
実地調査等の結果、不正が認められた場合、次のような措置をしています。

不正内容	措置
キャンセル料をタクシー給付券で受領し、本市へ不正請求を複数回行った	不正請求分について返還請求し、タクシー給付券の取り扱いを停止 (利用者へも指導またはタクシー給付券の利用(停止))
タクシー給付券を受領し、本市へ請求を行ったにも関わらず、乗務記録に記載されていなかった	乗務記録に適切に記載したうえで請求を行うように指導
一乗車につき複数枚の給付券を受領し、本市へ不正請求を行った	不正請求分について返還請求し、タクシー給付券の取り扱いを停止 (利用者へも指導またはタクシー給付券の利用(停止))
受給者からタクシー給付券を冊子ごと預かり、その全ての給付券を本市へは当該受給者が使用したものとして不正請求した	不正請求分について返還請求し、タクシー給付券の取り扱いを停止 (利用者へも指導またはタクシー給付券の利用(停止))

○給付券の不適切な使用があったときは、下記担当までお知らせください。

(担当) 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

(電話) 06-6208-7992・7994